## とよたタベスケ利用規約

とよたタベスケ(以下「本サービス」といいます。)とは、食品などを取り扱う食品関連事業者や食品生産者など(以下「事業者」といいます。)において食品等を廃棄せざるを得ない状況が生じた場合、当該食品等を本サービス上に出品することにより、利用者の購入を促し、食品口ス削減につなげることを目的としたサービスです。

この利用規約(以下「本規約」といいます。)は、豊田市(以下「本市」といいます。)がウェブサイト上で提供する本サービスの利用の条件を定めるものです。事業者が本サービスの利用登録を申請した場合、本規約を承認し、遵守することを誓約したものとみなします。

## (適用)

- 第1条 本規約は、利用登録をした事業者(以下「登録事業者」といい ます。)の本サービスの利用について適用するものです。
- 2 本市は、本サービスに関し、本規約のほか、利用に当たってのルール等、各種の定め(以下「個別規定」といいます。)をすることがあります。個別規定は、その名称のいかんにかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約の規定が個別規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定が優先されるものとします。

## (登録事業者)

- 第2条 登録事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。
  - (1)食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他の法令等に基づ く必要な許可等を取得している者であること。
  - (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを「暴力団関係者」といいます。)でないこと。
  - (3)役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でないこと。
  - (4)本市が前3号に関する事項その他本サービスの提供に必要な事項 を調査することに同意した者であること。

## (利用登録)

第3条 本サービスにおいては、事業者が本規約に同意の上、本市が定める方法によって利用登録を申請し、本市がこれを承認することによ

- って利用登録が完了するものとします。
- 2 登録できる事業者は、本市内に販売所などの店舗を有する者とします。
- 3 本市は、利用を希望する事業者に以下の事由があると判断した場合、 利用登録の申請(以下単に「申請」といいます。)を承認しないこと ができるものとし、その理由については一切の開示義務を負わないも のとします。
- (1)申請に際して虚偽の事項を記載した場合
- (2) 本規約に違反したことがある事業者からの申請である場合
- (3)その他本市が利用登録を承認することが適当でないと判断した場 合

(ユーザーID及びパスワードの管理)

- 第4条 登録事業者は、自己の責任において、本サービスのユーザー I D及びパスワードを適切に管理するものとします。
- 2 登録事業者は、いかなる場合にも、ユーザーID及びパスワードを 第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は第三者と共用することはでき ません。

(禁止事項)

- 第 5 条 登録事業者は、本サービスの利用に当たり、以下の行為をして はなりません。
  - (1) 法令又は公序良俗に反する行為
  - (2)犯罪行為に関連する行為
  - (3) 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか 知的財産権を侵害する行為
  - (4) 本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
  - (5)他の事業者又は本サービスを利用する市民などの個人情報等を収集し、又は蓄積する行為
  - (6) 不正な目的をもって本サービスを利用する行為
  - (7) 本サービス上での宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
  - (8)反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
  - (9) その他本市が不適切と判断する行為

(出品できる商品)

第6条 本サービスに出品できる食品等は、以下のいずれかの基準(以下「出品基準」といいます。)に該当するものとします。また、食品衛生法や食品表示法(平成25年法律第70号)などの関連法令に抵触

することがなく、食品の安全上問題ない食品とし、出品基準に適合しないと判断された場合は、出品の削除を要請する場合があります。

- (1) 売れ残り廃棄が予想される調理済商品
- (2)食材の消費(賞味)期限が迫っているため、食材の廃棄を防止する目的のために調理した調理済商品
- (3)食品等の消費(賞味)期限が迫るなどして、売れ残りが予想されるもの
- (4)食品が商品規格に適合しないなどの理由により、市場に流通させることが困難であり、通常であれば廃棄せざるを得ない商品
- (5) その他食品ロスの削減に寄与できると認められる食品等

(適正なサービスの利用)

- 第7条 登録事業者は、本サービスを利用するに当たり、以下の事項に 従い適正な利用に努めてください。
  - (1)操作方法などの不備等により誤った出品や情報を発信しないこと。
  - (2)出品された食品等が利用者に購入予約された場合は、予約者に販売するまでの間、適正に保管・管理し、購入が完了した場合は速やかに出品削除を行うこと。
  - (3)出品した食品等は、消費期限等に達する前に出品を削除すること。
  - (4)その他本サービス全体の信頼を損なうような運用は行わないこと。

(利用の制限及び登録の抹消)

- 第8条 本市は、登録事業者が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、登録事業者に対して、本サービスの全部若しくは一部の利用を制限し、又は利用登録を抹消することができるものとします。
  - (1) 第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合
  - (2) 第5条に規定する禁止事項に抵触したと判断される場合
  - (3) 出品基準に適合しない食品等の出品を行った場合
  - (4) 出品基準に適合しないため本市からの出品削除要請を行った際、 これに従わなかった場合
  - (5)出品基準に適合しない食品等の出品が頻繁であると判断された場合
  - (6) 本市からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
  - (7) 本サービスについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
  - (8) その他本市が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

(退会)

第9条 登録事業者は、本市が定める退会手続により、本サービスから

退会できるものとします。

(保証の否認及び免責事項)

- 第10条 本市は、本サービスに事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。)がないことを保証していません。
- 2 本市は、本サービスに起因して登録事業者に生じるあらゆる損害について一切の責任を負いません。
- 3 利用者との間の売買トラブルなどが生じた場合にも登録事業者と利用者で解決すること。

(サービス内容の変更)

第11条 本市は、登録事業者に通知することなく、本サービスの内容を変更し、又は本サービスの提供を中止できることができるものとし、これによって登録事業者に生じた損害について一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

第12条 本市は、必要と判断した場合には、登録事業者に通知することなく本規約を変更することができるものとします。なお、本規約の変更後、本サービスの利用を開始した場合には、当該事業者は変更後の規約に同意したものとみなします。

(個人情報の取扱い)

第13条 本市は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び本市が別に定める個人情報保護関連例規に従い適切に取り扱うものとします。